

## 自然公園等工事特記仕様書（自然公園編）

### I 工事概要

1. 工事名：令和7年度皇居外苑及び北の丸公園堤塘草刈・石垣除草及び低木整姿工事
2. 工事場所：東京都千代田区皇居外苑（別添図面のとおり）
3. 工期：請負契約日の翌日より令和8年1月30日まで
4. 工事内容：苑内の風景と樹形維持のため、皇居外苑濠でのロープ高所作業及び水上作業を伴う堤塘草刈及び石垣除草、また、外苑濠周辺や皇居前広場、北の丸公園の低木整姿（刈込）を行うもの。

#### I 堤塘草刈工(全3回)

草刈(肩掛式) 169,170㎡ (67,386㎡、52,283㎡、49,501㎡)

草刈(人力除草) 7,057㎡ (2,394㎡、2,394㎡、2,269㎡)

#### II 石垣除草工(全3回)

石垣除草 62,840㎡ (22,852㎡、26,782㎡、13,206㎡)

#### III 低木整枝工(全2回)

低木整枝 15,789.75㎡ (13,716.95㎡、2,072.80㎡)

#### IV 発生材運搬・処分

発生材処分：発生材場外搬出処理 刈草29.799t、枝葉類9.346t

#### V 仮設工

交通誘導員A 16人

交通誘導員B 47人

### II 適用

1. 本特記仕様書は、「自然公園等工事共通仕様書（自然公園編）」（以下「共通仕様書」という。）でいう特記仕様書で、本工事に適用する。
2. 本工事は、受注者が工事着手前に希望する場合、受発注者双方が工程調整を行うことにより、「週休2日」を確保した施工を実施する「週休2日制工事（発注者指定型）」の試行対象工事である。
3. 本工事は、施工に係る一般事項は、共通仕様書による。
4. 追加事項が必要な場合には、空欄部分に記載する。
5. 以下の項目は、該当する口欄に「レ」の付いたものを適用する。

### III 適用基準等

- (1) 土木工事共通仕様書（国土交通省）
- (2) 土木工事施工管理基準（国土交通省）
- (3) 写真管理基準（案）（国土交通省）
- (4) 工事完成図書等の電子納品等要領（国土交通省）
- (5) 自然公園等工事施工管理基準（環境省）

### IV 特記事項

## 1. 地域事項の概要

- (1) 文化財保護法による史跡名称天然記念物  
国指定特別史跡 江戸城跡、埋蔵文化財包蔵地 江戸城跡
- (2) 地域事項の概要
  - ・施工範囲(皇居外苑地区46.5ha、北の丸地区19.3ha)は広大であるため、工事箇所を複数設定する場合は箇所数に応じた現場代理人の補助者を定めること。
  - ・工事の実施時間は、月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時までとすること。その他の時間の工事实施については、皇居外苑管理事務所（以下「管理事務所」という。）に申し出て承認を得ること。
  - ・雨天時、降雪時（軽微な場合を除く）の高所作業は原則認めない。
  - ・休日（土曜、日曜及び祝祭日）の工事は認めないが、施工上やむを得ない理由があるときは、管理事務所に休日作業願を提出し事前に承認を得ること。
  - ・工事にあたっては、「皇居外苑工事作業心得（別添）」を厳守し、作業責任者は作業員の規律保持に留意すること。
  - ・工事にあたっては、管理事務所から貸与する腕章を着用すること。
  - ・工事開始前及び工事終了後は、その旨を管理事務所に報告すること。
  - ・園内の施設・構造物等や樹木を損傷したり、公園利用者に被害を及ぼしたりすることのないよう十分注意し、常時工事区域周辺の安全管理を行うこと。
  - ・園内の施設・構造物等に、破損・汚損等の損害を与えた場合は、監督職員に直ちに連絡するとともに、請負者の責任において速やかに原状復旧すること。
  - ・園路の通行止めを要する等の公園利用に影響する作業にあたっては、予め監督職員に電子メール等で計画を提出し、確認を受けること。
  - ・工事に伴う騒音、通行止め等について、公園利用者、周辺住民等へ必要に応じ事前にポスティング及び掲示等により周知を図り、外周部や朝については騒音の大きい工法を用いない等配慮するとともに、問合せ及び苦情に対応する。
  - ・工事にあたっては、疑義点が生じた際には、監督職員に協議すること。
  - ・本特記仕様書に記載がなくとも、本工事を遂行するうえで当然必要な施工上の事項については請負者の負担とする。

## 2. 一般共通事項

- (1) 工事写真は、(A4版、 版)の工事写真帳に整理して1部提出する提出することとし、写真はカラーでサービスサイズ程度とする。
- (2) 提出書類等は、契約書及び仕様書に記載された書類を一式作成し、監督職員に提出する。なお、完成時は工事概要、完成図、実施工程表、出来高数量報告書、工事写真記録をA4版ファイルで整理すること。

## 3. 施工条件

### (1) 工事全般関係

- ① 各種積算の取組：現場環境改善費は効果が期待できないため積算しない。

- ☑ ② 積算補正：施工地域区分：市街地（DID 補正）
  - ☑ ③ 調査対象工事：工事着手前に周囲を含め現況等を確認し、図面・写真などに整理のうえ監督職員に報告し、その指示に従うこと。本工事に使用する重機等は、車両の進入できる範囲が限定されるため、現場確認を行い、安全に運搬できる車種を選定すること。
- (2) 週休2日制試行対象工事
- ☑ ① 本工事は、建設工事における週休2日制の試行対象工事である。
  - ☑ ② 週休2日の考え方
    - a.現場施工期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められること（年末年始6日間と夏季休暇3日間は除く。）。
    - b.現場施工期間内には、工事着手日から工事完成日までの期間のうち工場製作のみの期間、工事全体の回時中止期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間などは含めない。
    - c.4週8休以上とは、対象期間内の現場閉所日数の割合（以下「現場閉所率」という。）が28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。  
なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所についても、現場閉所日数に含めるものとする。
    - d.現場閉所日数とは、巡査パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。
  - ☑ ③ 総合工事工程表の作成
 

受注者は、発注時の設計図書や発注者から明示される事項を踏まえ、総合工程表を作成する。総合工事工程表を作成するに当たっては、当該工事の規模及び難易度、地域の実情、自然条件、工事内容、施工条件等のほか、建設工事に従事する者の週休2日の確保等、下記の条件を適切に考慮する。

    - a.建設工事に従事する者の休日（週休2日に加え、祝日、年末年始及び夏季休暇）の確保
    - b.建設業者が施工に先立って行う労務・資機材の調達、調査・測量、現場事務所の設置等の「施工準備期間」
    - c.施工終了後の自主検査、後片付け、清掃等の「後片付け期間」
    - d.降雨日、降雪・出水期等の作業不能日数
  - ☑ ④ 工事工程の共有
    - a.試行工事において、受発注者間で工事工程のクリティカルパスを共有し、工程に影響する事項がある場合には、その事項の処理対応者を明確にするものとする。
    - b.円滑な協議を行うため、施工当初において工事工程（特にクリティカルパス）と関連する案件の処理期限（誰がいつまでに処理し、どの作業と関連するのか）について、受発注者で共有するものとする。
    - c.工事工程の共有に当たっては、必要に応じて下請け業者（専門工事業者等の技術者等）を含めるなど、共有する工程が現場実態にあったものとなるよう配慮するものとする。

- d.工程に更)が生じた場合には、その要因と更)後の工事工程について受発注者間で共有すること。また、工程の更)理由が受注者の責によらない場合は、適切に工期の更)を行うものとする。
- ⑤ 現場閉所の達成状況及び精査  
現場閉所の達成状況が4週8休に満たない場合は、請負代金額のうち労務費の補正分を減額して請負代金額の更)を行うものとする。(労務費及び各諸経費の補正分は入札説明書等による。)
- (3) 工程関係
- ① 関連機関との協議による制約
- a.関連機関：宮内庁、皇宮警察、東京都建設局、丸の内警察署、麹町警察署、首都高速道路株式会社  
b.制約内容：事前に作業日、作業内容の連絡をすること。  
c.制限内容：事前連絡なしで作業することはできない。
- (4) 安全対策関係
- ① 対策をとる必要がある他施設との近接工事
- a.対象施設・管理者：周辺道路、建物  
b.対象箇所：施工地域全域  
c.施工条件：事前調整、手続き等  
d.その他：監督職員に予め確認すること。工事で施工対象壕の隣接道路を使用する場合は、あらかじめ道路管理者等に許可を得ること。
- ② 保安設備及び保安要員の配置
- a.対象工種：全工種  
b.対象箇所：隣接道路、苑内一般利用エリア苑路等  
c.対象期間：施工期間（作業中）  
d.対象要因：高所作業、重機等の使用を伴う作業、草刈作業、切り粉が飛散する作業等  
e.その他：ロープ柵等の安全施設等により歩行者や車両の安全を確保すること。歩道沿い等の利用者と接近し作業をする場合は、交通誘導員（資格誘導員）を配置すること(北の丸公園を除く)。
- ③ 高所作業の対策
- a.対策内容：高所作業にかかる各種資格を有する者又は技能講習を受けた者により安全・円滑な遂行を図るとともに、高所での作業は、ヘルメット、安全ベルト、安全ロープ等を使用し、十分な安全対策を講じること。
- ④ 現場事務所・現場休憩所等（テントを含む）の設置
- 可 設置条件：公園利用者及び公園管理者、交番職員等の妨げとならないこと。設置場所は監督職員と協議のうえ決定すること。
- 不可

#### 4. 特記仕様

##### (1)共通

- ① 発生材は、全てリサイクル処分とし、堤塘草刈、石垣除草、低木整枝ごとに処分を確認出来る証明書を提出すること。なお、証明書は処分重量 (kg・t) がわかるものを提出すること。
- ② 刈草は、濠の汚染原因となるので、濠に極力落とさないこと。濠に落とした場合は、直ちに回収すること。
- ③ 作業上、ボートを必要とする場合は、事務局が貸与することができる。使用にあたっては、破損することのないよう、十分注意すること。もし損害を与えた場合は、請負人の負担により修理すること。ただし、自然災害等やむを得ない場合を除く。
- ④ 草刈機の取扱作業者は、平成12年2月16日付け基発第66号にて労働省労働基準局長の通達があった「刈払機取り扱い作業者に対する安全衛生教育について」で定める、安全衛生教育を修了したものに限る。また、刈草の荷積み等での玉掛け作業者は、労働安全衛生法第61条・第76条にて規定される玉掛け技能講習もしくは玉掛け特別教育を修了した者に限る。
- ⑤ ボートの取扱作業者は二級小型船舶操縦士(湖川小出力限定)以上の免許を取得したものに限る。ただし、免許不要の船舶を使用する場合はその限りではない。
- ⑥ 石垣除草作業者は、フルハーネス型墜落制止用器具特別教育を受けた者に限る。また、高所作業の経験が豊富な者を配置させるなど、安全確保に努めること。

## (2) 堤塘草刈

- ① 施工時期は第1回目を4月中旬～5月下旬、第2回目を7月上旬～8月中旬、第3回目を11月上旬～12月上旬を目安とする。
- ② 堤塘に生育する雑草の草刈を行うこと。石垣天端までを範囲とする。
- ③ 低木下のササ、つつ、実生苗、ひこばえ等は根元から除去すること。特に、桜田濠、平川濠、代官町通りの低木下から繁茂するササは、手刈りで念入りに除去すること。
- ④ 低木の幹元を草刈機の刃で傷をつけないこと。規制柵の支柱、標識等の工作物周辺(半径20cm内)の除草は、損傷を与えぬよう手刈りで行うこと。
- ⑤ 歩道際には、歩道に刈草や石が飛び散らないようガードネット等で養生を施すこと。
- ⑥ 集草は、天候を見て効率よく計画的に行い、翌週に持ち越さないこと。
- ⑦ 牛ヶ淵堤塘、半蔵濠堤塘、平川濠堤塘、乾小公園、桜田濠堤塘及び代官町通り堤塘に散在するゴミは、収集・分別し、適正に処分すること。
- ⑧ 牛ヶ淵堤塘の指定箇所の草刈りについては、ホタルの産卵・孵化の終わる7月頃まで作業しないこと。
- ⑨ ヒガンバナ開花期(9月中旬頃)は、作業を行わないこと。
- ⑩ 乾小公園のツワブキは刈り払わず残して行うこと。
- ⑪ 半蔵濠・乾小公園は、地表に露出管路があるので、草刈機の刃で切断しないよう事前に位置を確認し、作業にあたること。

(3) 石垣除草

- ① 施工時期は第1回目を5月下旬～7月上旬、第2回目を10月上旬～11月中旬、第3回目を11月下旬～12月中旬を目安とする。
- ② 除草は石垣天端までを範囲とし、できるかぎり根から抜き取るとともに、雑木等は鋸、鎌等を使用して根際より除去すること。
- ③ 実生の定着、木本切株の萌芽を防止するため、これらの特に多い濠では、除去後の切り口に、除草剤を塗布すること。
- ④ 桔梗濠及び蛤濠の石垣除草は、ホタルの産卵・孵化の終わる7月頃まで作業しないこと。
- ⑤ 牛ヶ淵の指定箇所についてはホタルの生息場所保護のため、石垣除草は根ごと引き抜かず、地際を鋏で切ること。

(4) 低木整姿（刈込）

- ① 施工時期は第1回目を6月上旬～7月下旬、第2回目を10月中旬～11月下旬を目安とする
- ② 全体としての樹形バランス、樹勢や萌芽力等を考慮し、適切な方法で行うこと。6月に実施する刈込みについては、監督員の指示の下、大きさを抑えるように強く刈り込。
- ③ 徒長枝、枯枝等は取り除くこと。
- ④ 低木下のササ、つる、実生苗、ひこばえ等は、根元から手刈りで除去すること。
- ⑤ 枝の密生した箇所は中すかしを行うこと。
- ⑥ 植込み地内に入って作業を行う場合は、踏み込み部分の枝を損傷しないよう注意すること。

# 皇居外苑工事作業心得

環境省皇居外苑管理事務所

環境省皇居外苑管理事務所北の丸分室

## 第1条（目的）

本心得は、皇居外苑内において実施する工事について、工事請負者等を対象に遵守すべき事項を定め、その徹底を図ることにより、安全で快適な公園利用と円滑な工事の推進を図ることを目的とする。

## 第2条（工事請負者の職員及び作業員の義務）

1. 苑内では、皇居外苑管理事務所より貸与された腕章を常時着用するものとする。
2. 休憩時間は、皇居外苑管理事務所が指定する場所を使用するものとする。
3. 来苑者に不快感を与える服装及び、妄りな行動は慎むものとする。
4. 喫煙は指定場所のみで行うこと。
5. 来苑者とのトラブルは絶対に起こしてはならない。万一生じた場合は、直ちに皇居外苑管理事務所に報告するものとする。

## 第3条（車輛等の使用）

1. 車輛等には、皇居外苑管理事務所が貸与する駐車証又は通行証を車輛等の外部から一目で確認できる場所に常時掲出するものとする。
2. 貸与された駐車証はその都度、又、通行証は、工事完了後速やかに皇居外苑管理事務所に戻却するものとする。
3. 苑内では時速15km/時以下で走行するものとし、来苑者等の安全確保には十分留意すること。
4. 警笛については、緊急かつ、やむを得ない場合を除き鳴らさないこと。
5. 苑路以外の場所に進入してはならない。やむを得ず進入する必要がある場合は、事前に皇居外苑管理事務所申し出し、指示を得るものとする。また、歩行者用苑路や砂利内に設置のあるバリアフリー路は極力、走行を避けること。
6. 車両の駐車は指定された場所以外では行わないこと。やむを得ず指定場所以外に駐車しなければならない場合は、その都度皇居外苑管理事務所の指示を得るものとする。
7. 駐車中は作業の動力として使用する等やむを得ない場合を除き、エンジンを停止するものとする。

## 第4条（作業時間）

1. 作業時間は原則として「8時30分から17時」までとし、この時間外の作業を行う場合は事前に皇居外苑管理事務所の承諾を得ること。

## 第5条（土日及び祝日等の作業）

1. 休日に作業を行う場合は、事前に皇居外苑管理事務所に報告し、承諾を得ること。

#### 第 6 条 (現場の安全管理)

1. 工事現場は原則として、保安柵又はシート等で囲みその中で作業を行うものとする。
2. 請負者は、来苑者が工事現場に立入らぬよう注意看板等の措置を講じるものとする。
3. 工事資材置場は皇居外苑管理事務所の指定する場所を使用すること。又、四散したり、盗難にあわぬよう必要な措置を講じること。
4. 工事現場における火気の使用は、工事目的に直接使用する場合に限るものとし、目的以外に使用する場合は、事前に皇居外苑管理事務所の許可を受けその指示に従うものとする。
5. 工事現場及びその付近は、常に整理整頓を心がけること。
6. 工事現場において万一事故が発生した場合は、速やかに皇居外苑管理事務所に報告するものとする。

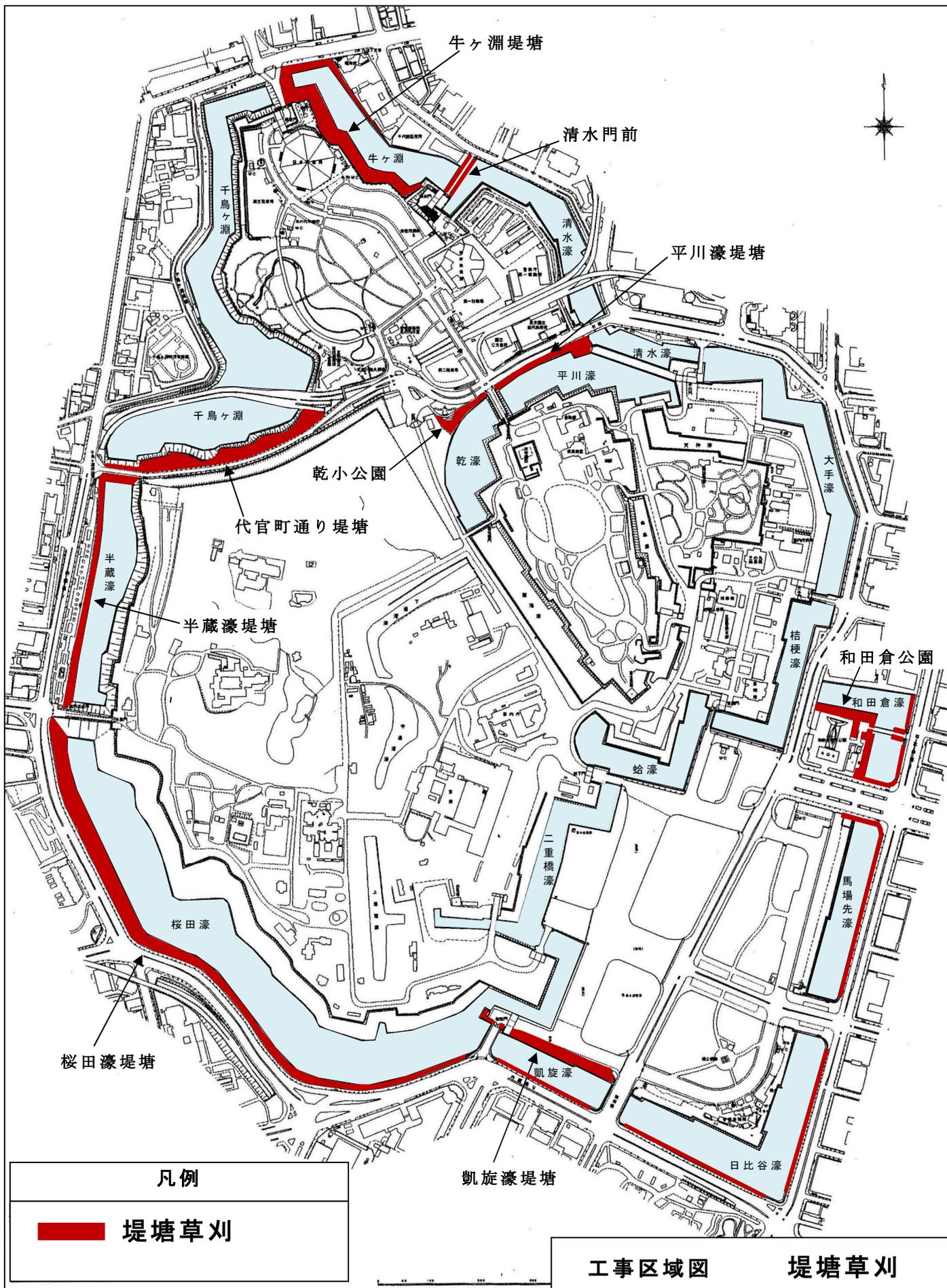
#### 第 7 条 (発生材)

1. 苑内工事による発生材は、リサイクル処分を原則とする。
2. 苑内工事による発生材は、原則、当日中に苑外へ処分する。苑外への搬出ができない場合には、事前に承諾を得るものとする。
3. 庭園維持管理作業(除草、剪定など)において枝葉類が濠に落ちた場合には、速やかに網やボートを使用して丁寧に拾うこと。
4. 業務外のゴミであっても苑内で目立つゴミについては、拾うこと。これらのゴミについては事務所にて引き取る。

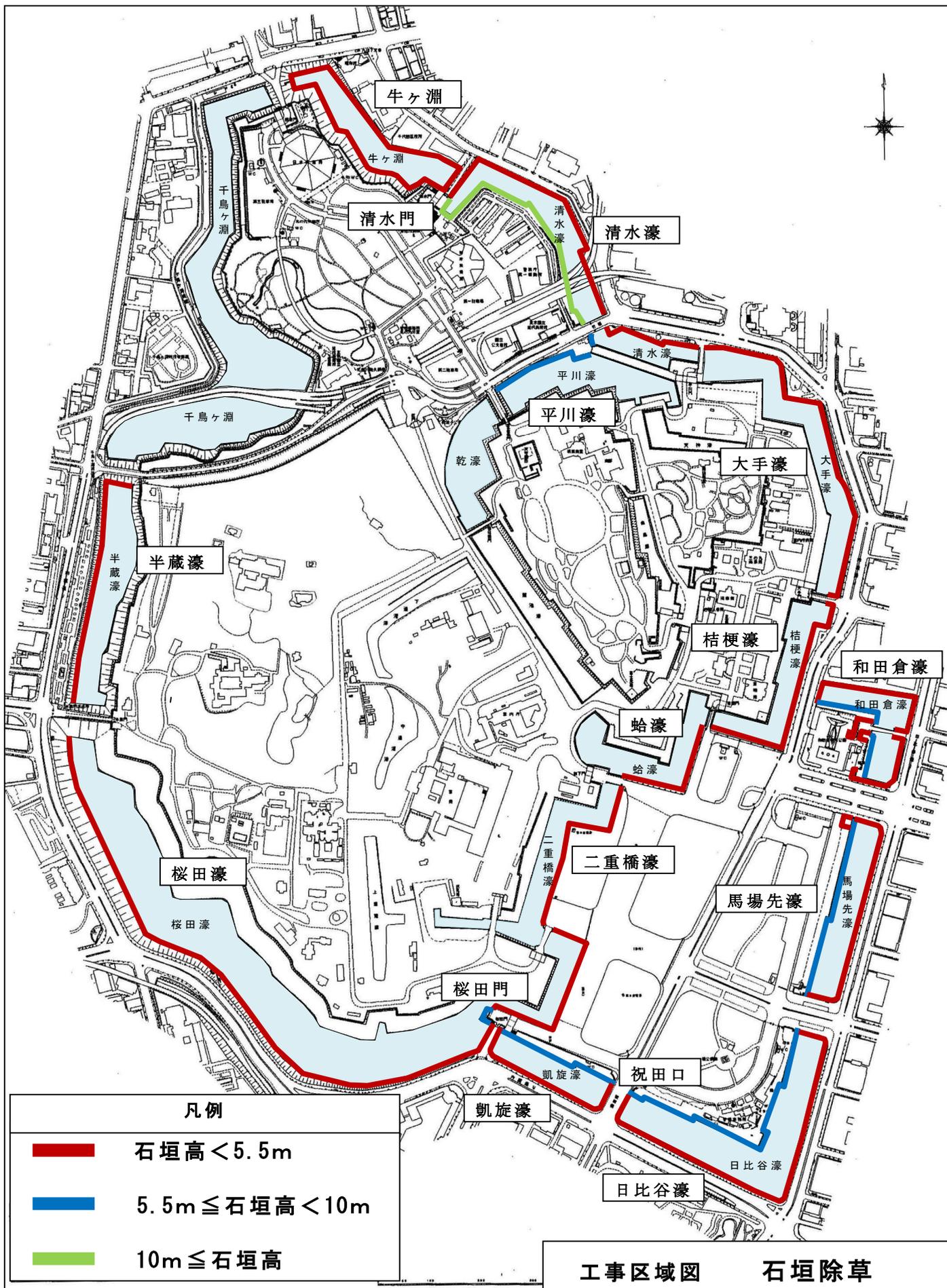
#### 第 8 条 (請負者の責務)

1. 工事現場において万一事故が発生した場合は、速やかに皇居外苑管理事務所に報告するものとする。
2. 請負者は上記事項について、工事に従事する職員及び作業員全員に周知徹底させるものとする。

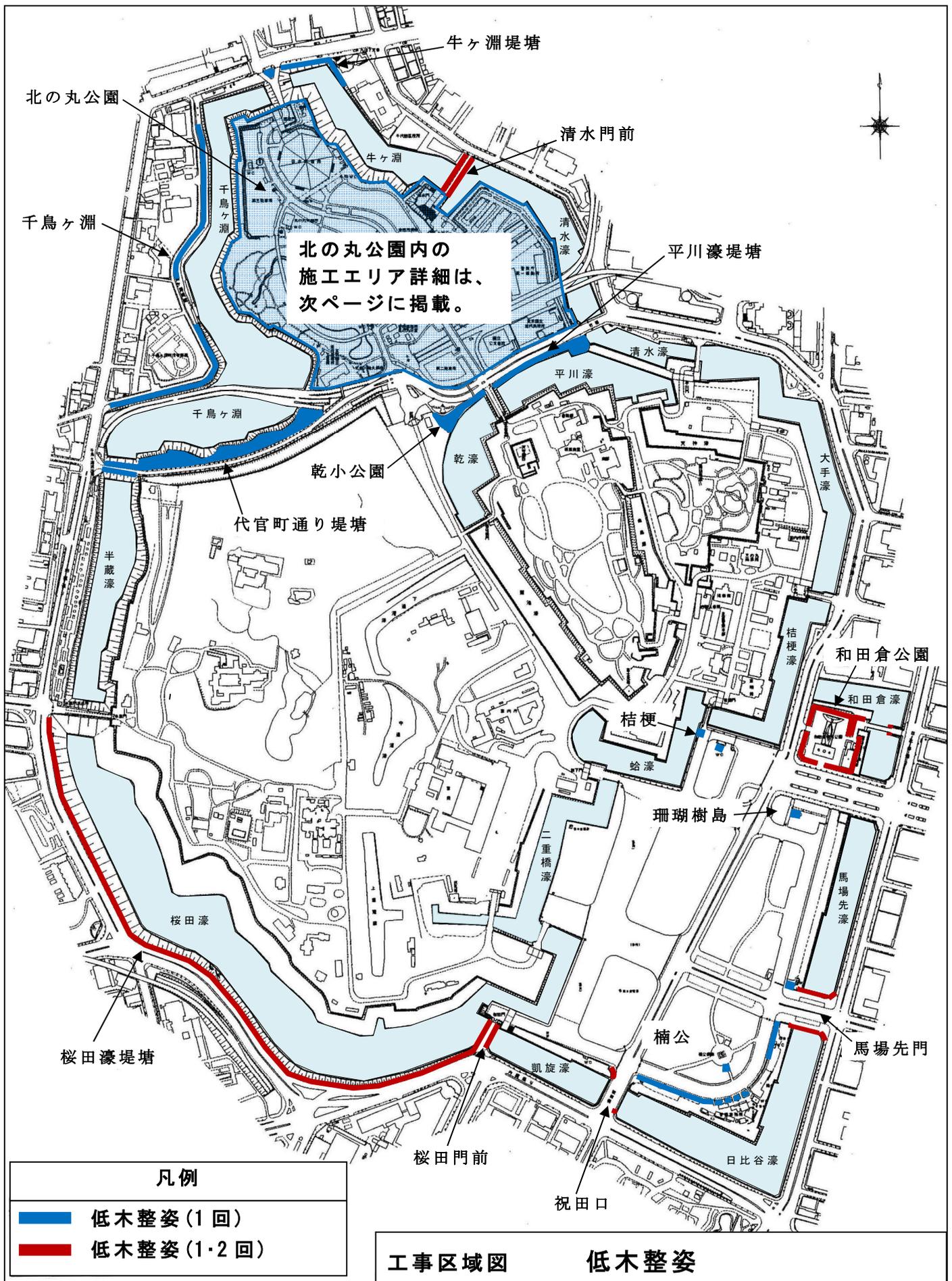
令和7年度皇居外苑及び北の丸公園堤塘草刈・石垣除草及び低木整姿工事



令和7年度皇居外苑及び北の丸公園堤塘草刈・石垣除草及び低木整姿工事



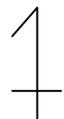
令和7年度皇居外苑及び北の丸公園堤塘草刈・石垣除草及び低木整姿工事





0 100 200m

凡例				
				施工範囲



低木整姿工 北の丸公園詳細図



## 見積参考書

工事名称

令和7年度皇居外苑及び北の丸公園堤塘草刈・石垣除草及び低木整姿工事

工事場所

皇居外苑及び北の丸公園

工事概要

苑内の風景と樹形維持のため、皇居外苑濠でのロープ高所作業及び水上作業を伴う堤塘草刈及び石垣除草、また、外苑濠周辺や皇居前広場、北の丸公園の低木整姿（刈込）を行うもの。



内訳書				
区分・工種・種別・細別	数量	単位	金額	摘要
I 堤塘草刈工事				
第1回	1	式		
第2回	1	式		
第3回	1	式		
合計				
II 石垣除草工事				
第1回	1	式		
第2回	1	式		
第3回	1	式		
合計				
III 低木整姿工	1	式		
IV 発生材運搬・処分				
発生材運搬費	1	式		
発生材処分費	1	式		
合計				
V 仮設工				
安全費	1	式		
直接工事費計				

第1号単価表		堤塘草刈り (第1回)				
名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
人力除草		m <sup>2</sup>	2,394			
機械除草		m <sup>2</sup>	67,386			
集草		m <sup>2</sup>	69,780			
積込・運搬	苑内	m <sup>2</sup>	69,780			
計						

第2号単価表		堤塘草刈り (第2回)				
名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
人力除草		m <sup>2</sup>	2,394			
機械除草		m <sup>2</sup>	52,283			
集草		m <sup>2</sup>	54,677			
積込・運搬	苑内	m <sup>2</sup>	54,677			
計						

第3号単価表		堤塘草刈り (第3回)				
名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
人力除草		m <sup>2</sup>	2,269			
機械除草		m <sup>2</sup>	49,501			
集草		m <sup>2</sup>	51,770			
積込・運搬	苑内	m <sup>2</sup>	51,770			
計						

第4号単価表		石垣除草 (第1回)				
名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
石垣除草	石垣高<5.5m 疎	m <sup>2</sup>	4,447			
"	石垣高<5.5m 普通	m <sup>2</sup>	3,461			
"	石垣高<5.5m 密	m <sup>2</sup>	1,111			
"	5.5m≤石垣高<10m 疎	m <sup>2</sup>	6,274			
"	5.5m≤石垣高<10m 普通	m <sup>2</sup>	6,815			
"	10m≤石垣高 普通	m <sup>2</sup>	6,603			
計						

第5号単価表		石垣除草 (第2回)				
名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
石垣除草	石垣高<5.5m 疎	m <sup>2</sup>	7,099			
"	石垣高<5.5m 普通	m <sup>2</sup>	3,461			
"	石垣高<5.5m 密	m <sup>2</sup>	3,017			
"	5.5m≤石垣高<10m 疎	m <sup>2</sup>	6,274			
"	5.5m≤石垣高<10m 普通	m <sup>2</sup>	6,815			
"	10m≤石垣高 普通	m <sup>2</sup>	6,603			
計						

第6号単価表		石垣除草 (第3回)				
名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
石垣除草	石垣高<5.5m 密	m <sup>2</sup>	256			
"	5.5m≦石垣高<10m 疎	m <sup>2</sup>	188			
"	5.5m≦石垣高<10m 普通	m <sup>2</sup>	416			
計						

第7号単価表		低木整姿工				
名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
低木刈込物手入 (機械)	高さ1.0m内外	m <sup>2</sup>	9,986.69			
低木刈込物手入 (機械)	高さ2.0m内外	m <sup>2</sup>	4,978.92			
低木刈込物手入 (機械)	高さ3.0m内外	m <sup>2</sup>	824.14			
計						

第8号単価表		発生材運搬費				
名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
刈り草(堤塘除草)	2 t ダンプ	台	17			
刈り草(石垣除草)	2 t ダンプ	台	7			
低木整姿工	2 t ダンプ	台	10			
計						

第9号単価表		発生材処分費				
名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
刈り草(堤塘除草)	刈草 (2 t 車使用)	t	24.542			
刈り草(石垣除草)	刈草 (2 t 車使用)	t	9.108			
低木整姿工	剪定枝等発生材 (2 t 車使用)	t	9.098			
計						

第10号単価表		安全費				
名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
交通誘導員A		人	16			
交通誘導員B		人	47			
計						

## 数量計算書

堤塘草刈り (m2)				
	1回	2回	3回	
人力	2,394	2,394	2,269	
機械	67,386	52,283	49,501	
小計	69,780	54,677	51,770	
合計			176,227	
	1回	2回	3回	
集積 (m2)	69,780	54,677	51,770	
小計			176,227	
処分台数 (2t/台)			17	台 処分量/1.5t
処分量 (1500kg/台)			24.542	t R2~R6平均値 (実績及び推定)

石垣除草 (m2)					
		1回	2回	3回	小計 (m2)
H<5.5m	疎	4,447	7,099	-	11,546
	普通	3,461	3,461	-	6,922
	密	1,111	3,017	256	4,384
H<10m	疎	6,274	6,274	188	12,736
	普通	6,815	6,815	416	14,046
	密	-	-	-	-
10m≤H	疎	-	-	-	-
	普通	6,603	6,603	-	13,206
	密	-	-	-	-
小計 (m2)				62,840	
処分台数 (2t/台)				7	台 処分量/1.5t
処分量 (1500kg/台)				9.108	t R2~R6平均値 (実績及び推定)



## 数量計算表

### ■低木整姿工

区 域	樹 種	刈 込 物 (㎡)			備 考
		高さ区分			
		1.0m内外	2.0m内外	3.0m内外	
・第1回					
和田倉噴水公園	ツツジほか	606.45	11.00	2.08	
皇居前広場	カンツバキ・キンモクセイほか	298.00	213.00	116.00	
楠公喫煙スペース	ソコ・キンモクセイほか	0.00	7.70	1.90	
馬場先門周辺	イヌツゲ・シャリンバイほか	293.00	30.10	0.00	
祝田口	イヌツゲ・シャリンバイほか	17.00	0.00	0.00	
桜田門前	シャリンバイほか	55.00	8.00	0.00	R5年度から樹勢回復のため別発注
桜田濠堤塘	ツツジ・イヌツゲほか	891.21	158.39	4.52	
代官町通り沿い	ツツジ・ヒイラギほか	971.08	31.90	7.04	
千鳥ヶ淵周辺	カンツバキほか	759.36	17.37	0.00	
田安門周辺	ササキ・カンツバキほか	214.33	5.75	0.00	
清水門前	ツツジほか	59.05	0.00	0.00	
乾小公園	ツツジほか	194.83	31.11	27.02	
平川濠堤塘	ササキ・ハマヒサカキほか	125.11	0.00	0.00	
計 (㎡)		4,429.42	506.32	158.56	
・第2回					
和田倉噴水公園	ツツジほか	606.45	11.00	2.08	
馬場先門周辺	イヌツゲ・シャリンバイほか	293.00	30.10	0.00	
祝田口	イヌツゲ・シャリンバイほか	17.00	0.00	0.00	
桜田門前	シャリンバイほか	55.00	8.00	0.00	R5年度から樹勢回復のため別発注
桜田濠堤塘	ツツジ・イヌツゲほか	891.21	158.39	4.52	
清水門前	ツツジほか	59.05	0.00	0.00	
計 (㎡)		1,866.71	199.49	6.60	
中央地区					
中央1	イヌツゲほか	62.40	16.55	0.00	
中央2		0.00	0.00	0.00	
中央3	オオムラサキツツジほか	72.44	20.34	2.41	
中央4	ハマヒサカキほか	28.90	52.52	0.00	
中央5	ハマヒサカキほか	40.38	3.64	10.78	
中央6	ハマヒサカキほか	191.90	34.59	0.00	
中央7	ハマヒサカキほか	351.78	163.94	0.00	
中央8	ネズミモチほか	20.03	82.04	81.49	
中央9	イヌツゲほか	180.90	55.27	7.13	
中央10	ハマヒサカキほか	85.09	8.13	0.00	
中央11	ハマヒサカキほか	10.20	0.00	0.00	
中央12		0.00	0.00	0.00	
中央13	ヒイラギほか	59.76	142.77	10.81	
中央14	ハマヒサカキほか	63.14	44.30	27.88	
中央15	ハマヒサカキほか	117.44	85.32	0.00	
中央16	キリシマツツジほか	207.47	442.29	27.15	
計 (㎡)		1491.83	1151.70	167.65	
東地区					
東4	オオムラサキツツジほか	59.42	118.88	7.16	
東5	キリシマツツジほか	208.03	362.02	14.72	
東6	トウネズミモチほか	127.39	62.19	0.00	
東7	キリシマツツジほか	67.69	225.99	13.23	
東8	キリシマツツジほか	31.85	95.40	24.95	
東9	サツキほか	68.57	109.20	12.37	
東10	ネズミモチほか	6.49	288.93	1.96	
東11	ウバメガシほか	11.53	119.23	8.55	
東12	キリシマツツジほか	20.79	110.69	14.88	
計 (㎡)		601.76	1492.53	97.82	

■低木整姿工

区 域	樹 種	刈 込 物 (m <sup>2</sup> )			備 考
		高さ区分			
		1.0m内外	2.0m内外	3.0m内外	
西地区					
西1	ハマヒサカキほか	32.97	39.76	0.00	
西2	カンツバキほか	206.43	28.10	13.97	
西3	ドウダンツツジほか	84.45	37.06	14.21	
西4	ハマヒサカキほか	40.83	68.85	0.91	
西5	ハマヒサカキほか	11.09	31.79	0.00	
西6	ヒサカキほか	28.37	96.39	2.15	
西7	ハマヒサカキほか	88.94	32.67	0.00	
西8	ネズミモチほか	32.63	85.78	2.84	
西9	ハマヒサカキほか	320.02	147.60	14.97	
西10	オオムラサキツツジほか	6.33	4.45	0.00	
西11	オオムラサキツツジほか	26.08	70.18	1.29	
	計 (m <sup>2</sup> )	878.14	642.63	50.34	
南地区					
南1	ドウダンツツジほか	92.91	45.09	0.00	
南2	ウバメガシほか	44.40	26.46	0.00	
南3	トウネズミモチほか	191.44	58.55	0.00	
南4	オオムラサキツツジほか	121.90	154.61	39.77	
南5	ハナヅノツクバネウツギほか	29.23	203.86	55.44	
南6	カンツバキほか	1.89	28.74	155.79	
南7	オオムラサキツツジほか	24.04	71.06	23.10	
南8	イボタノキほか	0.00	23.52	23.65	
	計 (m <sup>2</sup> )	505.81	611.89	297.75	
北地区					
北1		0.00	0.00	0.00	
北2	オオムラサキツツジほか	186.98	292.68	42.88	
北3		0.00	0.00	0.00	
北4	オオムラサキツツジほか	26.04	81.68	2.54	
北5		0.00	0.00	0.00	
	計 (m <sup>2</sup> )	213.02	374.36	45.42	
1回目 合 計 (m <sup>2</sup> )		8119.98	4779.43	817.54	
2回目 合 計 (m <sup>2</sup> )		1866.71	199.49	6.60	
合 計 (m <sup>2</sup> )		9,986.69	4,978.92	824.14	
面 積 合 計 (m <sup>2</sup> )		15,789.75			m <sup>2</sup>
処分台数 (2t車台) 合計(m <sup>2</sup> )/100×0.27,0.32,0.38		26.96	15.93	3.13	
処分台数計 (2t車)		10			台 処分量0.92t
処分量計(t) 面積合計(m <sup>2</sup> )/370×0.92		9.098			t R2~R6平均値 (実績及び推定)

交通誘導員数

		第1回	第2回	第3回	人数
桜田濠堤塘	交通誘導員A	1人×4日	1人×3日	1人×3日	10 人
	交通誘導員B	2人×4日	2人×3日	2人×3日	20 人
代官町通り	交通誘導員A	1人×2日	1人×2日	1人×2日	6 人
	交通誘導員B	2人×2日	2人×2日	2人×2日	12 人
平川濠堤塘、乾小公園	交通誘導員B	2人×1日	2人×1日		4 人
和田倉濠堤塘	交通誘導員B	1人×1日	1人×1日	1人×1日	3 人
牛ヶ淵堤塘	交通誘導員B	1人×1日	1人×1日		2 人
凱旋・日比谷・馬場先(国道沿)	交通誘導員B	1人×2日	1人×2日	1人×2日	6 人
交通誘導員A 計					16 人
交通誘導員B 計					47 人